

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

| 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|-------------------------------|---------|-------|
| 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項 | 確認規程の認定 | 生活衛生課 |

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が、法施行令第22条に定める数以下であること。
- (2) 法施行規則第29条第1項に定める事項を記載した確認規程を作成していること。
- (3) 確認規程が、法施行規則第29条第2項の基準に適合すること。

2 標準処理期間は、10日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。